

指導、勧告の対象となる河川について

骨子案の「河川や水路等」の規定

6 遵守事項

「河川や水路等（以下「河川等」と言う）」への投雪により、流水に支障を及ぼしてはならない



守られないときは

7 指導及び勧告

河川等の流水に支障があると認めるときは、指導することができる。
正当な理由なく指導に応じないと認めるときは、勧告することができる。

雪対策審議会での議論

- 雪出し行為など、雪処理のルール遵守やマナー向上など市民意識を高める必要性
- 雪出し行為は、法令で処分や罰則の規定があるため、法令につなぐ前段の措置として指導、勧告の規定を設ける
- 道路への雪出し行為は、道路交通に支障がある場合を対象

河川や水路等の定義

「河川等」

法令に定める河川

- 河川法で指定（一級河川，二級河川，準用河川）
- 旭川市普通河川管理条例で指定（普通河川）
- 上記の河川に係る河川管理施設（ダム，水門，堤防，護岸，樹林帯など）

河川区域（敷地など）も含め
法令で禁止・罰則の規定あり

その他の河川や水路等

- 法令に定める河川には該当しないいわゆる「社会通念上の川」や人工的な水流の通路（小川や沢，農業用水など）

定義が幅広い
法令の規制なし

河川や水路等への規制の考え方

道路と同様にすべての河川や水路等への投雪を指導、勧告することは困難。
流水に支障が起きた場合に、
市民生活等に大きく影響するものを指導、勧告の対象とする必要

- 遵守事項として「河川や水路等」への投雪禁止。

- 指導や勧告の対象を法令に定める河川とする。

- 消流雪事業の河川（基北川）など規制から除外すべき河川もあり，対象は，規則で定める。

罰則規定がある河川

河川等全体